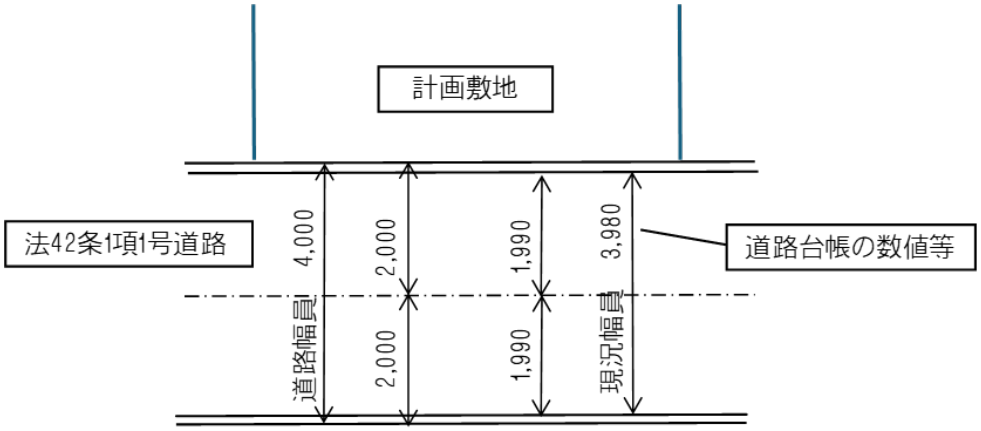
建築基準法関係取扱い調書

令和８年７月２２日

件　名	幅員が４ｍ未満の法４２条１項１号道路の取り扱いについて
対応方針	法４２条１項１号として扱っている市道の幅員が４ｍ未満であることが判明した場合、個別具体的に調査のうえ以下の取り扱いとする
取扱い内容	元々法４２条２項で、分筆等をしていて過去に後退した経緯がある場合 ⇒後退幅が不足しているため、元道の中心から２ｍ後退する。元道の中心については、道路安全課と協議するものとする。 ⇒崖等に沿う場合の取扱いは法４２条２項に準じ、片側一方後退とする。 法４２条２項指定の経緯がない場合・元々位置指定道路の場合 ⇒現況の中心から水平距離２ｍの位置を道路境界線として取り扱う。 ただし、その幅員が４ｍ未満となっている理由が、片側の道路境界線に起因するときは、その反対側の道路境界線から水平距離４ｍの線をその道路境界線として取り扱う。  【配置図の記載例】 いずれの場合も、後退部分については、法４２条１項１号として取り扱うため、工作物等を設けずに空地とし、敷地側に杭等を設けて道路境界線を明確にするものとする。また、その部分の所有権については道路安全課と協議するものとする。
備　考	